

4 今日的な課題に対応した教育の充実

人々の生活様式や価値観が多様化する現代において、いじめや不登校等の問題に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応に努めることが大切です。

そうした中、子どもたちに自他を大切にすることをはぐくむためには、全教職員による教育相談の充実を図るとともに、子どもの心に寄り添った生徒指導、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育などを推進することが大切です。

また、自ら危険を回避する力を身に付けさせるために、情報リテラシーを高める情報モラル教育の充実を図るとともに、災害発生時に迅速な避難行動をとることができるよう、防災教育を充実させるなど、社会や時代の要請に応じた教育を推進することが重要です。

4-1 教育相談の充実 4-2 いじめ問題への対応 4-3 不登校児童生徒への支援の充実
4-4 特別支援教育の充実 4-5 情報モラル教育の充実 4-6 防災教育の充実

4-1 教育相談の充実

子どもを取り巻く環境が著しく変化する中、教育相談の充実を図るためには、子どもたちに自分を大切にすることをはぐくむとともに、様々な悩みや不安を抱える子どもに寄り添った支援を行うことが重要です。

教育相談は、子どもの発達の段階を踏まえ、健やかな成長のために支援を図るものです。

全ての教職員が

○学級担任や学年主任、養護教諭など、複数の目できめ細かく見守り、チームとして対応します。

あらゆる機会に

○面談だけではなく、休み時間や清掃、給食、部活動など、子どもに接するあらゆる機会をとらえて行います。
○言葉づかいや友人関係、持ち物や提出物など、ささいな変化を見逃さず、教職員間で連携を図りながらきめ細かな対応に努めます。

あらゆる手段で

○子どもや保護者が安心して相談できる雰囲気を心がけるとともに、相談したいというタイミングを逸することがないように、環境を整えます。
○必要に応じて専門家や関係機関等からの助言を得ながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

■自分を大切にすることを心がける

□大切にされていることを実感させるための手立ての工夫

- 一人ひとりに応じた声かけや励ましを行う。
- 子どもの得意なこと、興味があることからアプローチする。
- 子どもの話をじっくりと聞き、思いを受け止める。



□自己有用感や自尊感情の醸成

- 一人ひとりの考えや心情を共感的に受け止める。
- 子どもが、人の役に立ち、周囲から認められる経験を通して、自らのよさに気付くことができるような活動を設定する。
- 「できた」、「できなかった」に関わらず、その過程における子どもの頑張りを称揚する。

■一人ひとりの子どもに寄り添うために

□計画的、組織的な対応

- 定期的に面談を実施するなど、子どもが相談できる機会を計画的に設定する。
- 教育相談担当等が中心となり、情報共有を行うとともに、学級担任や養護教諭、部活動担当者など、関係する職員の役割を明確にし、組織的な対応に努める。
- 「個別の指導計画」等を通して教職員間の情報共有を図り、継続的な支援に努める。
- 子どもやその家族の不安や悩みに関する相談について、スクールカウンセラー、広域カウンセラー、「すくうる・みらい」の臨床心理士によるカウンセリングにつなげる。
- スクールカウンセラーや広域カウンセラーの助言を受けながら、教育相談に係る計画や支援のあり方を検討する。
- ヤングケアラーであることが疑われる子どもやその家族を福祉関係の機関につなぐことができるよう、子ども家庭センターやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。
- 子どもや保護者が抱える不安や悩みを相談できる関係機関や、相談内容に関わる情報や資料を適切に提供する。
- ICTを活用し、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。



<取組例>

- ・オンラインによる個別面談やメッセージのやり取り
- ・「心の健康観察」フォームを活用した心身の健康状態の把握
- ・A I ドリル等を活用した継続的な学習支援

□保護者とのよりよい関係づくり

- 面談や電話連絡、各種通信等を通して、子どものよさや頑張りを保護者に積極的に伝えることで、学校と家庭が協力して子どもを支える関係を築く。
- ささいな悩みや不安でも相談してよいことを保護者に伝えたり、共感的な姿勢で話を受け止めたりするなど、相談しやすい環境づくりに努める。

4-2 いじめ問題への対応

いじめ防止の対策にあたっては、各校のいじめ防止基本方針について全教職員で共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら組織的な取組の充実を図ることが大切です。

■いじめの未然防止に向けて

- ☐ 学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな心や互いの人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ☐ 授業や行事を通して、子ども一人ひとりが自己有用感や充実感を感じ、学校や学級が居心地のよい場所となるような集団づくりに努める。
- ☐ 学級活動、児童会・生徒会活動等における子ども主体の取組を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

- ・日々のあいさつや声かけ、励まし、賞賛など、授業や学校行事等あらゆる教育活動での個や集団への働きかけが大切です。
- ・様々な考えや意見を自由に出し合える雰囲気の中で、互いの違いを理解し、認め合える学級づくりを目指しましょう。



■いじめの早期発見のために

- ☐ いじめを相談しやすい体制を構築し、子どもや保護者との信頼関係づくりに努める。
- ☐ 早期発見のための手立てを工夫する。
 - 複数の教師による観察
 - ふれあいノート等の活用
 - 個別面談の実施
 - 定期的なアンケート（無記名アンケートを含む）の実施
 - 相談機関の周知 等
- ☐ ささいな兆候であっても、軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- ☐ 次のような場合であっても子どもの感じる被害性などに着目し、職員間で情報を共有しながら迅速で正確な事実関係の把握に努める。
 - けんかやふざけあい
 - 本人がいじめられている状況を否定している
 - 悪意のない行為だが、被行為者に苦痛を与えている
 - インターネット上で起こるトラブル
 - （例） ・ SNS による誹謗中傷や動画、画像の拡散
 - ・ 匿名や偽名を使った投稿や、メッセージの送信
 - ・ オンラインゲーム上での悪口や仲間はずれ



- ・子どもや保護者が相談しやすい雰囲気づくりや体制の整備を進めましょう。
- ・リーフレットや資料等を活用し、学校内外の相談窓口の周知を図りましょう。



いじめ防止リーフレット
掲載HP

■家庭や地域との連携を密に

- ☐ いじめの相談を受けた際には、管理職を含めた複数の教職員で組織的対応の方針を協議し、保護者にも丁寧に説明する。
- ☐ P T A や学校運営協議会などの機会に、自校のいじめ防止の取組や対応を説明し、点検・評価を受けるとともに、次のことについて、共通理解を図る。
 - ささいな変化を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談する。
 - 問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応する。
 - 家庭においても、いじめは絶対に許されない行為であることを確認する機会を設ける。

いじめを積極的に認知し、迅速、丁寧で、組織的な対応をすることが大切です。

いじめの疑いがある場合には、管理職のリーダーシップの下、教職員は他の業務に優先して対応するとともに、速やかに「学校いじめ対策委員会」で協議し、学校の組織的な対応につなげる必要があります。

場 面	対応のポイント	組織的な対応例
いじめの疑い 安全の確保	- いじめられた子どもや、いじめを知らせてくれた子どもを守る。 本人や保護者の気持ちを受け止めた上で、組織的に対応することを伝え、不安や心配を取り除きましょう。  - 複数の教職員による見守り体制を整備する。 ◆見守りのポイント ☐登下校 ☐授業 ☐休み時間 ☐給食 ☐清掃 ☐部活動 など	「学校いじめ対策委員会」で指導・支援の対応策を検討する 管理職、学級担任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭などの教職員を中心とし、実行的な組織を構築します。 状況に応じ、スクールカウンセラー、警察署員等の参加を検討します。 各校のいじめ防止基本方針に添って対応する。
事実の確認 いじめの認知	- 関係する子どもおよび周囲の子どもたちからの聞き取りやアンケート調査等をもとに、正確な事実確認を行い、次の対応につなげる。 - 関係教職員で共通理解を図る。 ◆把握すべき内容 ☐いじめた子ども ☐いじめられた子ども ☐時間と場所 ☐内容 ☐動機や要因 ☐期間や回数 ☐きっかけや背景 など	- 複数の役割を分担して対応し、迅速で正確な事実の確認を行う。 - 聞き取り中も情報を共有し、正確に状況を把握できるよう整理する。 - 教育委員会への報告や、状況に応じた警察への相談、通報など、関係機関とも連携して対応する。
子どもへの指導 保護者対応	子どもへの指導 - いじめられた子どもには、本人の心情に配慮した言葉かけを行う。 - いじめた子どもには、いじめられた子どもの気持ちや、いじめた子どもの抱える不安や不満、いじめの背景等を踏まえた上で、心からの反省を促す。 - 周囲の子どもたちには、はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることについて指導する。 保護者対応 - 把握した事実関係や、今後の対応方針について丁寧に説明し、理解と協力を得る。 - いじめた子どもの保護者に対しても同様に対応する。 ◆説明すべき内容 ☐把握した事実関係 ☐今後の方針 ☐見守りの体制 ☐本人へのケア ☐経過報告 など  ・継続して見守ることを双方の子どもと保護者に伝えましょう。 ・双方の子どもへの成長を期待する声かけを大切にしましょう。	- 子どもへの指導や保護者への報告について、管理職の指示のもと、役割の分担や計画の立案を行う。 - 保護者へ説明する際は、できるだけ直接会い、複数の教職員で対応する。 保護者からの要望については、学校で対応できないことを整理することが大切です。 法的な対応や助言等が必要な場合には、スクールロイヤーの活用も可能です。
継続した指導	教育相談やふれあいノートなどを活用し、複数の目でその後の状況把握に努める。	事例を検証し、再発防止・未然防止のための取組を強化する。

*いじめの事案や子ども同士のトラブルの発生後に、次のような状況が見られる場合は、教育委員会（学校教育課）にも連絡し、連携して対応に取り組みます。

☐欠席が続いている ☐医療機関を受診している ☐転校を希望している

*事案については正確な記録を残し、継続的な指導につなげます。

4-3 不登校児童生徒への支援の充実

不登校の未然防止を図るためには、人間関係を築く力をはぐくみ、自己有用感や自己存在感を高める学級づくりや集団づくり、授業づくりを行うことが大切です。また、不登校児童生徒への支援にあたっては、子どもが自らの進路を主体的にとらえ、社会的な自立を目指すことについて、教職員間ではもとより保護者とも共通理解を図る必要があります。不登校対応コーディネーターを中心に、子どもの状況に応じて家庭や関係機関と連携を図ったり、ICTを活用するなどし、組織的、計画的な支援を行うことが重要です。

■不登校の未然防止に向けて

- ☐ 人間関係を築く力をはぐくむ学級づくり・集団づくり
 - 学習活動や係活動、当番活動において、一人ひとりが活躍できる場面をつくるとともに、周囲と協力する機会を意図的に設定し、互いのよさを感じることができるようにする。
 - コミュニケーション能力の育成のため、計画的にソーシャルスキルトレーニングなどを実施する。
- ☐ 自己有用感や充実感を感じさせる授業づくり
 - 自分が誰かの役に立ち、誰かに支えられていることを実感できるような交流活動を取り入れる。
 - やればできるという達成感を味わうことができるような体験活動を計画的に実施する。
- ☐ 子ども一人ひとりの状況や発達の段階に応じた支援の工夫
 - 友人関係や学業不振など、気になる子どもについて教職員間で丁寧な情報交換を行い、登校しづらいと感じている状況に配慮しながら個別の支援に生かす。
 - スクールカウンセラーや養護教諭などの講話会等により、思春期についての理解を促したり、人間関係や進路選択に関わる不安やストレスへの対処方法、SOSの出し方などを学んだりする機会を設定する。
 - 中学校生活に対する不安を解消できるよう、小中交流活動や部活動体験、ガイダンス等を充実させる。
 - 子どもの不安解消や気持ちを落ち着けるための居場所として、校内教育支援センター（別室）や保健室等を柔軟に活用することについて、全教職員で共通理解を図る。
- ☐ 教育相談の充実（→P16、17 教育相談の充実参照）
 - あらゆる教育活動を通して行う教育相談のあり方について共通理解を図り、組織的に取り組む。
 - 子どもや保護者の心情を受け止め、支援する環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーや関係機関等との連携を図る。
 - 子どもの置かれている環境に働きかけて状態を改善する必要があるときには、学校、家庭、関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- ☐ 特別支援教育の視点を取り入れた適切な対応
 - 一人ひとりの状況や特性に応じた支援のあり方を検討する際には、特別支援学級担任や特別支援コーディネーターの見立てや、外部機関からの助言を取り入れる。
 - 子どもが困難さを感じていることについて、具体的な支援の方法や解決策を検討するとともに、よりよい状態になるよう、保護者と情報を共有して適切な対応に努める。

■初期の対応にあたって（3日連続、または断続的でも1か月に3日以上欠席した場合）

- ☐ 不登校対応コーディネーターを中心とした組織的な対応
 - 不登校対応チームを編成し、協力体制の構築を図るとともに支援方針を決定する。
 - 学級担任や学年部、養護教諭等で、子どものこれまでの様子などの情報共有を行うとともに、家庭訪問や保護者面談を行うなど、適切に対応する。

■不登校が継続している場合

□組織的・計画的な支援

- 校内教育支援センターや保健室等、学校における居場所づくりを行うなど、校内の環境を整える。
- 学級担任と養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携した継続的な家庭訪問を実施する。
- スクールカウンセラー等の助言を踏まえた適切なアセスメントのもと、子どもの状況や指導の経緯等を記録した個別の支援計画を作成し、全教職員で共通理解を図る。
- 保護者との連携を密にし、支援の方針について保護者と共通理解を図る。
 - ・子ども・保護者が持つ不安や悩み、要望等を理解する。
 - ・関係機関等に関する情報を保護者に提供し、保護者の負担軽減を図る。
- ICTを活用し、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。
 - ・授業の様子をオンラインで校内の別室や自宅に中継したり、自宅にいる子どもと面談や学習支援を行ったりする。
 - ・学校や自宅、「すくうる・みらい」をオンラインでつなぎ、子どもや保護者が教員や相談員との面談等を行う。
- 民間施設やフリースクール、ICT教材等、学校外の居場所や学びの機会について保護者等に情報を提供する。



不登校児童生徒の
支援に関するリーフレット
掲載HP

会うことが難しい子どもについて、定期的（1か月に1回程度）な安否の確認が必要です。確認が難しい場合は、教育委員会（学校教育課）や関係機関と連携して取り組みます。



外出できる子どもには…

■「すくうる・みらい」

- ・一人ひとりに応じた相談活動や教育支援を実施します。
- ・集団活動を通して、学校や社会生活に適応する力をはぐくみます。
- ・保護者の方に対して、相談活動などの支援を行います。
- ・通級が難しい子どもに対して、ICTによる支援を行います。
- ・体験活動等を実施します。

■秋田明德館高校

「スペース・イオ」通級指導

引きこもりがちな子どもには…

■フレッシュフレンド

- ・子どもの心の安定を図ることを目的に、家庭に引きこもりがちな子どもの自宅に、心理学を専攻している大学生等を派遣します。

学校で心理士に相談したいときは…

■スクールカウンセラー

*各中学校に配置

- ・子どもや保護者の不安や悩みの状況から不登校の要因をアセスメントし、心理的な観点から支援策を立案します。

■広域カウンセラー

*小学校を中心に、要請に応じて派遣

- ・心理に関する専門性を持ち、子どもや保護者への相談対応および教職員に対して、助言や援助を行います。

本人とその保護者が
孤立しないための働きかけを



連携・協働して支援する
体制づくりを

自宅での学習支援については…

■秋田明德館高校

「スペース・イオ」IT学習

- ・IT学習による支援を受けることができます。

■自宅でのICT活用

- ・授業のオンライン中継や、AIドリルを活用した学習支援を行い、学習の成果を出席の扱い等に反映することができます。

関係機関との連携を図りたいときは…

■スクールソーシャルワーカー

- ・福祉の専門性を持ち、問題を抱えた子どもが置かれた環境に働きかけ、学校、家庭、地域の関係機関等をつなぎ、問題解決に向けて支援します。

学校以外の居場所や学びの機会として…

■民間施設の利用

- ・フリースクール等、不登校の子どもたちを支援する民間施設での活動や、出席の扱い等に反映することができます。

保護者同士がつながる機会として…

■心のふれあい相談会

- ・不登校児童生徒の保護者を対象とした座談会や、臨床心理士との個別相談等を開催しています。

医療の支援が必要な場合は…

■医療機関等

- ・欠席の要因として、病気や心身の不調などが疑われる子どもに対しては、医療機関に相談することができます。

子育てや福祉に関わる相談は…

■各関係機関・団体

- ・秋田県子ども・女性・障害者相談センター
- ・秋田子ども家庭センター（家庭教育相談（ぐりーんえこ））
- ・秋田市福祉関係各課
- ・民生委員、児童委員
- ・要保護児童対策地域協議会

4-4 特別支援教育の充実

＜参照：「令和7年度 秋田市の特別支援教育」（→P60参照）＞

特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導や支援の手立てを講じるためには、その子どもの持つ障がいや困難さの背景などについての理解を深め、教育的ニーズを把握した上で、校内委員会において具体的な支援内容を明確にして全校体制で取り組むとともに、保護者との信頼関係を構築することが大切です。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐくむ「交流及び共同学習」を、計画的・継続的に実施することが重要です。

■子ども一人ひとりに応じた指導・支援の検討と見直し

- ☐ 障がいの有無にかかわらず、教育上配慮を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解した上で、指導や支援を行う。
- ☐ 多面的、多角的な視点から実態把握を行い、指導目標や指導・支援方法等を具体的に表した「個別の指導計画」（※1）を作成し、子どもに関わる全ての教職員で共有して指導にあたる。
- ☐ 「個別の指導計画」が、子どもの教育的ニーズや必要な支援の内容を踏まえた計画となっているかPDCAのサイクルで見直し、指導内容や方法を改善し効果的な指導を行う。

※1 個別の指導計画…一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、指導目標や指導支援方法等を具体的に表すもの

■保護者等との連携

- ☐ 学校の指導や支援の方針を説明するとともに、子どもの成長を積極的に伝えることにより、学校への信頼感や、保護者の子どもへの肯定的なとらえに結び付ける。
- ☐ 学校と保護者が目指す子どもの姿を共有しながら、同じ思いで成長を支えることができるよう、「個別の指導計画」の目標や、指導・支援のあり方について、保護者と共に見直しを行う。
- ☐ 「個別の教育支援計画」（※2）を作成し、子どもの目標や支援のあり方について保護者や関係機関と共通理解を図るとともに、それぞれの役割を明確にする。
- ☐ 長期的な視点で継続した支援が行われるよう、保護者の了承のもと、校種間において、または関係機関と「個別の教育支援計画」を共有し、引継を確実にを行う。

※2 個別の教育支援計画…子どもの自己実現に向け、関係する機関等が指導・支援の方向性を共通理解し、連携して一貫した支援を行うために、役割分担を明確に表すもの

■「交流及び共同学習」の充実

- ☐ 支援に関わる教職員等が、教育的配慮が必要な子どもの実態や、活動の意義やねらい、指導の手立てについて、十分に理解して指導にあたることができるよう、事前の打合せを丁寧に行う。
- ☐ 「交流及び共同学習」の実施について、年間指導計画に位置付けるなど、計画的・継続的に取り組む。
- ☐ 全ての子どもが主体的に学習活動に取り組むことができるよう、学習の流れを示し、見通しを持って活動できるようにするなど、内容や方法を工夫して分かりやすい授業づくりに努める。
- ☐ 特別支援学級に在籍する子どもが、通常の学級において「交流及び共同学習」を行う場合は、一人ひとりが達成感を持つことができるよう、個別の指導計画をもとに、誰がどのような指導や支援を行うか役割を明確にするなど、必要な指導体制を整える。
- ☐ 子どもへのよさを認め、次の活動への意欲に結び付けることができるよう、活動直後の状況だけでなく、その後の日常生活における変容をとらえるなど、継続して評価を行う。

■組織的・計画的な特別支援教育の推進

- 校内委員会を定期的に開催し、配慮を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方や、適切な教育課程や就学等について検討するとともに、教職員それぞれが担う校内での役割を明確にし、専門性等を生かした支援体制を構築する。
- 学校、保護者、関係機関の役割を明確にするとともに、連携を密にして支援する。

子ども



保護者



保護者は、子どもを指導・支援する上での最大の情報提供者であり、協力者です。日々の情報交換を大切にするとともに、学校で取り組むこと、家庭でできることを伝えて、役割分担を明確にしましょう。

学級担任・特別支援学級担任

- ・実態把握
- ・個に応じた支援の工夫
- ・教室環境整備
- ・個別の指導計画等の作成
- *特別支援学級担任は、学級担任に対し、障がいや特性に応じた指導や支援の方法について助言を行う。



学年部・養護教諭

- ・生活・学習上の支援
- ・子どもの情報共有
- ・学級担任等のサポート

特別支援教育コーディネーター

- ・学級運営や指導・支援への助言
- ・校内研修の企画・運営等
- ・個別の指導計画等の作成や見直しに対する助言
- ・校内委員会、個別ケース会議の開催
- ・保護者相談の窓口、保護者対応のバックアップ
- ・関係機関との連絡調整



通級指導教室担当

- ・生活・学習上の支援
- ・支援の方法についての助言や情報提供

サポーター

- ・生活・学習上の支援

外部専門機関等

- ・関係小・中学校（出身校・進学先）
- ・特別支援学校
- ・医療機関等（小児科・医療療育センター等）
- ・福祉（市障がい福祉課）
- ・市教育研究所（相談電話・教育相談）
- ・小・中学校等特別支援チーム
- ・保健（保健所）
- ・放課後等デイサービス事業所

外部専門機関等との連携

教育、医療、福祉関係者等で構成される小・中学校等特別支援チームや、特別支援学校のセンター的機能を活用することにより、子どもが抱える困難さを専門的な視点から理解することができ、具体的な支援につながります。

■小・中学校等特別支援チームによる相談・支援

- ・校内支援体制の機能向上を図るために、ケース会議等に対する助言を行います。
- ・教職員の困り感に対し、子どもの実態把握や指導・支援の方針について助言を行います。
- ・効果的な指導・支援につながるよう、対象となる子どもの個別の指導計画および個別的教育支援計画の作成・活用・評価について助言を行います。
- ・教職員に対し、対象となる子どもへの具体的な支援等、特別支援教育に関する校内研修会への協力をを行います。

■特別支援学校のセンター的機能

- ・教職員に対し、子どもの実態把握や「障がい理解授業」に関する支援を行います。
- ・教職員、子どもおよびその保護者に対し、学習面や生活面に関する教育相談や進学などの情報提供を行います。
- ・子どもの障がい等に応じた学習方法や補助具の活用等、情報提供を行います。
- ・医療、福祉、労働などの関係機関等に関する情報提供を行い、学校との連絡・調整を支援します。
- ・教職員に対し、特別支援教育に関する校内研修会への協力をを行います。
- ・教職員、子どもおよびその保護者に対し、特別支援学校の授業参観や体験学習の受入れを行います。

*教育研究所教育相談担当を通じてお申し込みください。

4-5 情報モラル教育の充実

各校に1人1台のタブレット端末が整備され、家庭でも多くの子どもがSNS等を利用するなど、子どもたちを取り巻く情報環境が変化する中、子どもたちには主体的かつ適切に情報技術を活用し、デジタル社会のよき担い手となるための知識や技能などを身に付けることが求められています。

そのため各校では、子どもたちのICT活用スキルをはぐくむため、発達の段階に応じて計画的に指導するとともに、情報技術の適切な利用について自ら考え、行動できるよう、子ども主体の取組や、家庭・関係機関と連携した取組を推進することが重要です。

■計画的な指導の充実

- 発達の段階に応じ、情報を適切に取捨選択して活用する力や安全に活用する力など、ICTの活用スキルをはぐくむ。

知識・技能（不適切なサイトや不正なサイトへの対応）			
小学校（低学年）	小学校（中学年）	小学校（高学年）	中学校
大人と一緒に利用 する必要があること を理解している。	大人に相談する必 要があることを理 解している。	自分から見ないようにすることや大人に 相談する必要があることを理解してい る。	

「情報モラル・情報セキュリティなどについての理解」の内容を一部抜粋



小中9年間で育成を目指す
ICT活用スキル体系表

- 社会環境の変化や子どもの実態を把握し、ネットトラブルの未然防止に向けた取組について、情報モラル教育の年間指導計画に位置付ける。
- 情報モラルと各教科等の指導内容を関連付けた指導を行う。

<取組例>

- 道徳科の学習において、情報機器を利用したコミュニケーションに関する内容を取り上げ、非対面性や匿名性、拡散性など、インターネットの特性を踏まえた適正な利用について考える。

■子ども主体の取組の推進

- 児童会・生徒会を中心に、学校や家庭においてICTを利用する際の心構えや行動について意見交換する場を設定する。
- 委員会活動や係活動、学級活動等で、ネット利用のルールやマナーに関する標語募集やポスター掲示などを行い、子ども自らがICTのよりよい使い方を考えようとする気運を高める。

中学生サミットの取組 ～デジタルネイティブ宣言を生かした取組～

中学校の生徒会代表が集まり、「デジタル・シティズンシップ」の考え方を広げるための取組について話し合いました。

- 生徒一人ひとりがデジタルネイティブ宣言の4つの項目から1つを選び、自分が行う具体的な内容を考え、実践した。
- メディアの使用に関する目標を生徒一人ひとりが設定し、主体的に考え、活用することができるよう努めている。

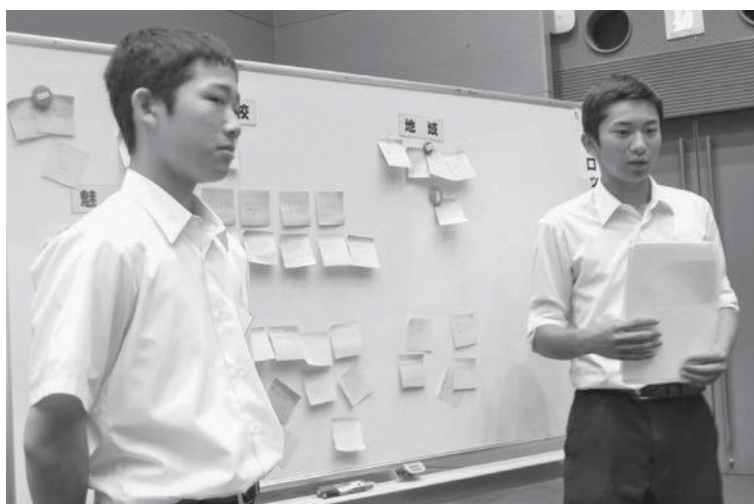


■家庭・関係機関との連携

- 学年PTAや学級懇談等の機会に、ネットリテラシーに関する啓発資料（※）などを用いて、子ども自らが適切に判断してICTを活用する力をはぐくむことの大切さについて家庭と共通理解を図る。
- ICTのよりよい使い方を、子どもと保護者が共に考えることができるよう、警察や携帯電話会社等の外部講師を活用した親子ネット安全教室等を実施する。
※ ネットリテラシーに関する啓発資料…「ネットリテラシーの育成に向けた協議会」が作成した啓発資料



R4～6年度
啓発資料



4-6 防災教育の充実

子どもの防災意識を高め、非常時にも一人ひとりが主体的に判断し行動する力をはぐくむためには、各教科等の学習や避難訓練において具体的かつ実践的な指導の充実を図ることが大切です。

また、急激な気象状況の変化によって引き起こされる洪水や土砂災害、想定を超える地震など、大規模な災害時にも子どもたちの命を確実に守り抜くことができるよう、家庭、地域、関係機関等との連携・協働を推進するとともに、自校の危機管理マニュアル等を見直し、改善を図ることが必要です。

■主体的に判断して行動する力をはぐくむ指導の充実

□防災意識を高めることができるよう、各教科等での指導の充実を図る。

＜取組例＞

- 保健体育科の学習で、災害を想定した傷害の防止や応急手当の方法や、避難所での衛生管理方法について取り上げ、災害時における自助や共助について考える。



地震が起きた時に、家具の転倒や物の落下で怪我をしないように対策をしておきたいな。

避難所で健康に過ごすためには、どんなが必要になるかを考えてみたいな。



- 総合的な学習の時間に、避難経路を示した防災マップやマイ・タイムラインの作成を通して、災害時に取るべき避難行動について話し合う。



ハザードマップから読み取れない地域の危険についても、調べておきたいな。

周りの人と声をかけ合いながら、早めの避難行動を心がけるようにしたい。



□様々な状況に対応する力をはぐくむことができるよう、訓練の内容を工夫する。

＜取組例＞

- ブラインド型避難訓練（災害種や時刻などを知らせずに訓練を行う）
- 緊急地震速報の訓練（アラートが鳴った後に、身を守るための安全行動を行う）
- 停電時や機器の故障を想定した訓練（校内放送を使用せずに訓練を行う）
- 水害を想定した避難訓練（浸水の高さを想定し、水平避難、垂直避難を行う）
- 積雪時や厳寒期の避難訓練（屋根からの落雪を回避した避難経路の確認や避難場所に避難後に留まることを想定し、防寒対策を講じた避難訓練を行う）

訓練の前に、災害の種類に応じた正しい行動の仕方について考えたり、訓練後に、災害発生時の条件が異なる場合の避難行動について話し合ったりするなど、事前・事後の学習の充実を図ることが大切です。



■家庭、地域、関係機関等と連携・協働した取組の推進

□家庭と連携した引き渡し訓練や他校種との合同訓練、地域の防災訓練への参加など、家庭や地域との連携のあり方について学校運営協議会等で協議を行う。

□气象台や大学等の職員による講話会や、消防本部や自衛隊等と協働した体験活動を実施するなど、関係機関の積極的な活用を図る。



【関係機関との連携】

■危機管理マニュアル等の見直しと改善

- ☐ 各校の地理的条件等を踏まえた実効性のある学校安全計画や危機管理マニュアル等となるよう、想定される様々な危険とその対応、教職員の役割分担について、不断の見直しを図る。
- ☐ 複合的な災害の発生を想定し、複数の避難場所や避難経路を設定する。
- ☐ 全ての教職員が迅速かつ適切な判断で対応できるよう、事前・発生時・事後の3段階を想定し、各段階でとるべき対応をあらかじめ整理する。
- ☐ 安全教育と安全管理が一体的に推進できる内容となるよう配慮する。
- ☐ 避難訓練等で得られた成果や課題、地域住民や関係機関等の助言などを踏まえた見直しと改善に努め、校内研修等で共通理解を図る。

3段階の危機管理を想定した見直しのポイント

●事前の危機管理＜備える＞

- ☐ 日常の安全点検活動と管理担当者への報告体制が整備されている。
- ☐ 発生時刻や災害種など、様々な状況を想定した避難訓練を実施している。
- ☐ 学校防災に関する研修計画を立て、実施している。
- ☐ 子どもの主体的な行動を促す安全教育が計画されている。

●発生時の危機管理＜命を守る＞

- ☐ 災害等発生時の対応の手順が明確になっている。
 - ・情報収集 ・教職員への連絡や参集
 - ・通報や緊急連絡 ・応急手当 ・避難場所までの避難経路 等
- ☐ 校外学習・修学旅行時、休日の部活動中、登下校中など、災害発生時の状況に応じた対応について規定されている。
- ☐ 様々な事故や災害等への対応について規定されている。
 - ・地震、津波 ・校地内の不審者侵入 ・登下校時の不審者事案
 - ・大雨による洪水や土砂災害、雷、竜巻などの気象災害
 - ・弾道ミサイルの発射や学校への犯罪予告などの危機事象 等
- ☐ 特別な配慮が必要な子どもへの対応が明確になっている。
 - ・障がいのある子ども ・食物アレルギーのある子ども 等

非常時の校内の連絡体制を整備し、職員間で共有することが大切です。



●事後の危機管理＜立て直す＞

- ☐ 子どもの負傷の状況や安否情報を確認する体制が整備されている。
- ☐ 保護者への連絡体制が整備されているとともに、子どもの引き渡し方法が共通理解されている。
- ☐ 事故等に遭遇した子どもや保護者への支援体制が確立されている。
- ☐ 発生原因の調査や安全対策の検証、再発防止策などについて記載されている。

＜参照：「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（文部科学省）＞